

2003 年度「レイティング/フィルタリング連絡協議会」第 2 回研究会議事録

1. 日時・場所

日時：2003 年 9 月 26 日（金）17:30～19:30

場所：商工会館 7 階 B・C 会議室

2. 参加者

座長 清水康敬（国立教育政策研究所 教育研究情報センター長）
委員 苗村憲司（慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科教授）
宮本潤子（ECPAT/ストップ子ども買春の会 共同代表）
磯野 爽（札幌市 PTA 協議会顧問）
高橋邦夫（千葉学芸高校 校長）
萩原雅之（ネットレイティングス（株） 社長）
別所直哉（ヤフー（株） 法務部部長）
松沢栄一（ニフティ（株） 法務部課長）
小河原昇（アルプスシステムインテグレーション（株） 常務取締役）

オブザーバー

中溝和孝（総務省総合通信基盤局消費者行政課 課長補佐）
渋谷闘志彦（総務省総合通信基盤局消費者行政課 課長補佐）
南澤正孝（経済産業省商務情報政策局情報経済課 課長補佐）
八田和嗣（文部科学省スポーツ・青少年局青少年課 課長補佐）
大崎博美（警察庁生活安全局少年課保護対策係長）
* 保住氏（警察庁生活安全局少年課保護対策室長）代理
田仲 宏（大阪府生活文化部子ども青少年課 主査）
* 山中氏（大阪府生活文化部子ども青少年課長）代理
藤井尚夫（インターネット倫理機構）
岸原孝昌（モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長）

事務局

国分明男（（財）インターネット協会 副理事長） 他 5 名

3 . 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 座席表 RF 研 2003-02-1
- ・ 委員・オブザーバー名簿 RF 研 2003-02-2
- ・ 本年度の研究会活動予定について RF 研 2003-02-3
- ・ 第1回フィルタリング研究会議事録 RF 研 2003-02-4
- ・ オンラインゲームのレーティング動向 RF 研 2003-02-5
- ・ 動画・ストリーミングのレーティング動向 RF 研 2003-02-6
- ・ オープンフォーラムの議題 RF 研 2003-02-7
- ・ オープンフォーラム説明資料 RF 研 2003-02-8

4 . 議事概要

(1) オブザーバー自己紹介

- ・ 新任のオブザーバーより自己紹介を行った。

(2) オンラインゲームのレーティング動向について

- ・ 事務局より、配布資料 RF 研 2003-02-5 を使用して、オンラインゲームのレーティング動向の説明を行い、委員・オブザーバーで討議をしていただいた。主な内容は以下の通り。

委員：韓国において政府系の機関がレーティングを行っているが憲法上の問題はないのか（検閲にあたる等）。

事務局：そういった観点では調査していなかった（事務局注：違法コンテンツを規制する Telecommunication Business Act については2000年に合憲性に関する訴訟が起こされ、2002年6月に憲法裁判所は規定の曖昧さを理由に違憲判決を下した。同法の改正法は2002年11月に議会を通過した。有害コンテンツのレーティングについては、合憲性に関する訴訟は起こされていない模様。）。

委員：日本で同じことができるかどうかを知りたい。次に23枚目のスライド（事務局注：スライドタイトル「オンラインゲームのレーティングの方向性」）に対応すると思うが、チャットや掲示板は同一年齢の子どもがコミュニケーションする場合は許して良いが、ネットワークでは確認する方法がない。年齢確認と組み合わせて対応できるのではないか。次に27枚目（事務局注：スライドタイトル「(参考) オンラインゲームの利用方法」）のスライドで、ブラウザを介さないソフトであっても、ウィルスチェックのようなものがあれば同じようにフィルタリングできるのではないか。

座長：ゲームについて、オンラインゲームだけを対象とするのか、それともパッケージゲーム等も同一の基準とするのかも検討する必要がある。日本におけるオンラインゲーム

のタイトル数はどれくらいか。

事務局：タイトルは、「みんなのゴルフ」「ファイナルファンタジーXI」などたくさんある。

座長：ユーザ数はどれくらいか。

事務局：例えばファイナルファンタジーXI では 40 万人くらいである（事務局訂正：27 万人の誤りでした）。

座長：そのうち 18 歳以下はどれくらいいるか。

事務局：手元に資料がない。

委員：プレイヤーの殺傷等はオンラインでもパッケージでもあるが、オンラインはあくまでも背後に人がいるということが問題か。

事務局：その通り。

座長：パッケージでも同じような問題が起きるのではないか。

事務局：インターネット・レイティング基準 RSACi を提唱した、RSAC では自主規制でパッケージの格付けしていた。インターネット協会ではリネージュをオンラインソフトウェア大賞 (<http://www.iajapan.org/osp/osp2002.html>) で表彰した。リネージュも数十万人規模であり、ラグナロクも同じような数字。ADSL で常時接続の環境がでてきた。深夜時間にネットが混むということを知った。

委員：今の話と関係するが、子どもにとって有害なものは何か。アイテムの取引は別の対応が必要。むしろ中毒をどうするか。時間制限しかない。どこかで時間制限を入れないと駄目。今まであったかもしれないが、オンラインの場合他の人がやっているから頑張るといふものもある。

事務局：常時接続でいい面と悪い面が出てきた。

委員：18 歳未満は何時間以内などと制限する必要がある。

座長：この委員会がどのように扱うか、今後どうするかを提言してもよい。

委員：フィルタリングはゲーム画面でかけることは難しいということだが、それは技術的な問題か、それともシナリオの問題か。

事務局：ゲームがどのように推移するのかに対応できない。

オブザーバー：コミュニティサイトのレイティングと同じなのではないか。利用の仕方により変わる。事前にレイティングは無理。レイティングしづらいというかできない。

委員：言葉を使ってやりとりする場合は無理だが、オンラインゲームはプログラミングの範囲。事前にチェックできる。

委員：リネージュは知らないが、登録するとき年齢制限や課金の仕組みはどうなっているか。クレジット等であればそこでブロックできる。

事務局：リネージュについてはクレジットと銀行振り込みがある。年齢制限については未確認（事務局注：生年月日を例えば 1995 年生まれと入力しても先の画面に進めるため、アカウント登録画面上で年齢制限は行っていない）。

委員：ID/パスワードが郵送してくるのであれば、できなくはない。1回家庭の目に触れるのであればブロックできる。

委員：韓国ではやっているのはプリペイドを使っているからだ。日本でもそういう考えが出てくる。

委員：別の問題として、暴力団の資金源となるような会社を格付けすることで注意喚起できる。掲示板もきちんと管理できるところとできないところで格付けできる。情報提供すればよい。

事務局：NC ソフトはまともな会社である。

委員：NEC が Biglobe でアダルトコンテンツを提供している。

委員：実際には別のコンテンツ会社が提供していて、NEC は課金システムのみを提供している。

委員：風営法では学校から 100m 以内にパチンコ屋を作ってはいけない。ネットではそれができない。

座長：年齢を偽ればレイティングは無意味。だからレイティングしないというのではなく、学校教育では必ず守らなければならない（不適切なものが出ては困る）。年齢制限とかでレイティングすれば守れる。家庭でもレイティングがきちんとしていけば守れる。年齢を偽るのはどうしようもなく、年齢認証システムを作らなければならない。これができればレイティング結果が使える。個人認証はまだだが、重要なことである。

（3）動画・ストリーミングのレイティング動向について

・事務局より、配布資料 RF 研 2003-02-6 を使用して、動画・ストリーミングのレイティング動向の説明を行い、委員・オブザーバーで討議をしていただいた。主な内容は以下の通り。

委員：インターネット視聴率を調べているが、動画・ストリーミングは画面が小さいこともあってあまり普及していない。9割がアダルト系。ちょっと前は画像。ほとんど無修正。動画系のほとんどは商用サイト。月いくらで30分～1時間のものをダウンロードできる。9割以上は無料サンプルで、有料な動画全体のダウンロードはクレジットカード決済のためあまりいない。業者的にはサンプルがないと売れない。週刊誌で特集をしている影響もある。URL も書いている。200～300万人の人がサンプルで楽しんでいる。そういうことをする中高生がおそらく10万人単位でいる。これを規制するのは難しい。年齢認証キーは業者として採用するのは面倒だろう。

委員：従来型の映像コンテンツの2次利用について、果たして同じ考え方で良いか。自分たちのコンテンツでもそうだが、書籍でも有害コンテンツの切り分けが難しい。漫画等でサンプル表示はするが、暴力表現は出さない。どこかでレイティングされていればそれを基準とできる。社内審査も難しい。物理的制約で全てではできない。ヤフーではコンテン

ツ作成者に簡単なチェックリストをお願いしているが、果たしてそれで十分か。基準を決めてもらえるとありがたい。

委員：人気アダルトサイトは全てアメリカにあるため、風営法が適用されない。人気のあるところは課金などのシステムがしっかりしている。アダルトに関しては日本の外の印象がある。

座長：でも日本語でしょう。

委員：その通り。昔の裏本とか裏ビデオみたいなもの。

座長：事務局から説明があったが、そういうサイトは全体をレイティングすればよいのではないか。

委員：アダルトサイトは頻繁に変わる。1つ1つチェックしなければならない。我々も1つ1つ見てカテゴリ分けしている。出てくるのは半分以上アダルト。アダルトサイトを追いかけるのは非常に大変。業界団体があるわけではないので、どんどん新しいものを雑誌で紹介する。

座長：いろんな会社がやるのではなく、お互いやったものを共有することでコストダウンできる。アダルトサイトを調べるのは技術的にどれくらいいいけるか。言葉とか18禁とかで判定できるか。

委員：結局は画像をどうするか。

委員：言葉も組み合わせでいろいろ入っているので難しい。それだけでは駄目で、新しいものを開発している。アダルトということに関しては95%識別できる。技術的には進んできている。ある業界とある業界が提携してサンプルを解析する。週30万URLなど、人手ではできない量が自動化により機能してきている。

座長：アダルトだけではなく、反社会的なものもある。

委員：そういうものはいろいろ組み合わせないと難しい。アンケート解析技術などを使って収集エンジンが作られている。

座長：動画は個々には難しいか。

委員：テキストの解析はここ数年テキストマイニングが進んでいる。Google とかの技術をもってすれば、かなり精度が高い。動画はどうしようもない。

座長：アメリカは音声認識も併用してできなくはない。日本語は認識が難しい。また動画解析を行うとなるとサーバのスペック等が大変だ。

オブザーバー：図書類の有害指定制度はビデオ、CD-ROMなども含まれる。都道府県の条例の法制度を受けているものがある。それらの整合性を考えてほしい。ただし、各府県によって微妙に違う。統一の基準が本来あるべき。

座長：全国で有害図書の指定をしているところはどの程度か？

オブザーバー：長野県以外はしている。

事務局：児童ポルノのダウンロードについては、単純所持ということで今後、違法になるのでは。

委員：今、与党が提出している児童買春・児童ポルノ禁止法改正案には単純所持の禁止も含まれている。どの段階、状況を所持とみなすかには議論があるようだ。

委員：例えばキャッシュサーバにキャッシュがある場合はどうか。

委員：個々のケースについてはこれから詰めていくだろう。

事務局：ドイツではキャッシュ保持も駄目。児童ポルノ画像を見に行くこと自体が違法である。

委員：16枚目のスライド（事務局注：スライドタイトル「動画・ストリーミングのレイティングの方向性」）で自主審査とあるが、アダルトサイトでは自身でアダルトと表示をしている。セルフレイティングの考え方がもっと強くて良いのではないか。

（４）オープンフォーラムについて

・事務局より、配布資料 RF 研 2003-02-7 及び RF 研 2003-02-8 の説明を行った。

座長：オープンフォーラムのオープンはいつ頃を予定しているか。

事務局：10月中旬頃を予定している。

座長：何人くらいを目標にしているか。

事務局：どのように参加者を集めるかにもよる。プレスリリースを行う。数百人くらいを目標とする。

座長：それは難しい。

委員：反対意見を表明する人がいないと盛り上がらない。

事務局：大阪府でパブリックコメントを求めた時はどのようにしたのか。

座長：パブリックコメントは決まっていることに意見をするだけなので別。

委員：1つの議題として、現状に関する意見交換をとりあげてはどうか。例えば今回のようなオンラインゲームの情報提供などをして質問等を受けるといったやり方がある。

座長：とりあえずやってみて、うまくいかなければ考えればよい。

オブザーバー：誰でも投稿ができるか。

事務局：投稿するにはアカウントが必要。

オブザーバー：個人情報を入力するのか。

事務局：最低限メールアドレスは登録してもらおう。

オブザーバー：掲示板の使用許諾が必要。中身の管理は事務局で行うのか。

事務局：不適切な発言は投稿しないような使用許諾とする。投稿した内容の削除もできる。

委員：投稿したらすぐ反映されるか。

事務局：すぐに反映される。

委員：それでは投稿内容の管理は大変だ。

委員：本研究会の資料は公開するのか。

事務局：公開してよいレベルで公開する。

(5) 連絡事項等 (事務局)

・事務局より、次回の日程について調整を行い、12月17日(水)18:00より商工会館で行う旨の案内を行った。

以上